

## 建築士事務所の監督処分について

### 一級建築士事務所の監督処分

(1) 監督処分をした年月日

平成20年4月1日

(2) 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

株式会社間組東北支店一級建築士事務所

宮城県仙台市青葉区片平1-2-32

株式会社間組 代表取締役社長 小野 俊雄

一級建築士事務所

宮城県知事登録第03010213号

(3) 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖 6月（平成20年5月1日から同年10月31日）

(4) 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第4条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項第2号の規定に基づき懲戒処分を受けた。

(5) 根拠条項

建築士法第26条第2項第4号に該当